

Ⅲ 主な関係機関との連携及びエリア分担

1 主な関係機関との連携

- ① 南部療育センター(仮称)を中心として、南部地域の児童発達支援センターと共に、既存療育センターやこども総合相談センター、基幹相談支援センター、医療機関などの関係機関と連携し市内の療育体制を推進する。
- ② 保育所・幼稚園や放課後デイサービス、児童発達支援センターなど他の障がい児支援施設に対しては、訪問助言(アウトリーチ)や研修の実施により支援を行う。
- ③ 保健福祉センター(南区、博多区、城南区等)に対しては、乳幼児健康診査への協力や精密検査の実施、要配慮家庭への支援に係る連携を行う。
- ④ 発達教育センターに対しては、南部療育センター(仮称)の医師が診察を行い、就学相談に利用する資料を作成し、より良い進路選択となるよう支援、情報共有を行う。
- ⑤ 特別支援学校や特別支援学級などに対しては、療育センターの就学前療育と小学校における連続性、継続性が必要であり、専門職支援などの移行連携を行う。

2 既存施設・関係機関とのエリア分担

① 療育センター等のみが担っている機能や事業

相談・診断、外来療育、居宅訪問型児童発達支援、障がい児等療育支援、公的機関補助等及び医療型児童発達支援などの療育センター等のみが担っているものについては、市民の利便性、各施設能力等を考慮し、既存療育センター等と担当エリアを分け、主に南部エリアを担う。

② 医療的ケアの必要な知的障がい児への支援

既存療育センター等及びめばえ学園と担当エリアを分け、主に南部エリアを担う。

③ 訪問支援

保育所等訪問支援については、療育センター等及び民間も含めた児童発達支援センターの役割分担を検討する。

障がい児等療育支援(施設訪問による療育支援)、障がい児保育訪問支援、私立幼稚園障がい児支援については、既存療育センター等と担当エリアを分け、主に南部エリアを担う。